

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成29年 4月27日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 東広島消防署自動体外式除細動器（AED）等賃貸借 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18290005 |
| (3) 物品委託役務内容 | 東広島消防署及び各分署における自動体外式除細動器（AED）9台及び心電図読み込み機器1式の賃貸借 |
| (4) 納入・履行期間 | 平成29年 7月 1日から平成34年 6月30日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島消防署本署ほか |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 物品賃貸借契約約款 |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 不要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ>AED
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸し付けしようとするときは、落札候補者（受注予定者）及び賃貸人（リース会社等）の連名により、別紙「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」を提出し、当該物品を自ら貸付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明すること。この場合における契約約款は、物品賃貸借契約約款（第三者賃貸方式）とする。

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成29年4月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成29年4月27日～ 平成29年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成29年4月27日～ 平成29年5月9日 (午後5時15分～午前8時30分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 消防局 東広島消防署 東広島市西条栄町実1173番地1 電話番号 082-422-6567 / ファックス番号 082-422-8119 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成29年5月12日～ 平成29年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成29年5月18日～ 平成29年5月19日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成29年5月22日 午前9時50分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類（印）	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

東広島消防署自動体外式除細動器（AED）等貸借 仕様書

1 貸借物品

(1) 品名及び数量

自動体外式除細動器本体（AED） 9台
心電図読み込み機器 1式

(2) 付属品

本体に付属する装置等は、次のとおりとする。（1台につき）

- ① バッテリー1個
- ② 成人用除細動パッド2組
- ③ キャリングケース1個
- ④ 小児用除細動パッド2組（本体機器切替等成人用で代用可能な場合は切替キー）
- ⑤ 取扱説明書

2 機器の規格

(1) 自動体外式除細動器本体（AED）

- ① 機器本体及び使用するパッドは医療用具（除細動器）として薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を得ていること。
- ② 出力波形は、二相波形式であること。
- ③ 日本版救急蘇生ガイドライン2015に対応であること。貸借期間中にガイドラインが変更になった場合は、遅滞なく最新の内容に準拠させるよう対応すること。
- ④ バッテリー方式で作動し、バッテリーの寿命はAEDに装着したスタンバイ状態でおおむね4年以上であること。
- ⑤ 心肺蘇生法の手順（胸骨圧迫位置の指示など）を救助者に分かりやすく日本語音声でコーチングする機能と圧迫のリズム音が出ること。
- ⑥ AED本体がバッテリー残量を含めたセルフテストを毎日行っていること。
バッテリー残量が少なくなった場合はアラーム音で知らせる機能があること。
- ⑦ ボタンを押すことで異常箇所を音声で知らせる機能があること。
- ⑧ 成人、小児、乳児に対応が可能であること。

- ⑨ A E D本体及び本仕様書 1 (2) の付属品を露出することなく収納可能なキャリングケースであること。
- ⑩ A E D使用時心電図データの保存ができ、そのデータを印刷するため、取り出し可能な記憶媒体 (S Dカード等) または通信機器 (赤外線等) を標準装備すること。
- ⑪ A E D本体は、防水・防塵性は固形物及び水に対する保護等級である I P 55以上を有してあること。
- ⑫ 緊急時に迅速に持ち運びできるよう、A E D本体のスタンバイ状態 (バッテリー等の標準付属品装填) 重量は、3kg以下であること。
- ⑬ 貸借期間中に定期的に交換を必要とする消耗品 (電極パッド及びバッテリー) については、期限切れ前までに納入場所を訪問し、交換作業を行うこと。
- ⑭ 貸借期間中、A E D本体は常に耐用年数を超えない状態となるよう維持すること。
- ⑮ リコール実績のないものであること。

(2) 心電図読み込み機器

① 読み込みソフト

ソフトウェアはWindows 7以降に対応可能であること。

② 通信機器

A E D本体とパソコン間の通信にUSB接続可能な赤外線受信機またはBluetooth受信機が付属しているか、A E D本体に取り出し可能な媒体としてS Dカード・C Fカード対応のカードリーダーが付属していること。

3 貸借期間

平成29年7月1日から平成34年6月30日まで (60か月)

(地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の3長期継続契約に係る物品賃貸借契約)

4 納入数、場所及び確認

(1) 納入場所及び数量

署所名	所在地	台数
東広島消防署本署	東広島市西条町助実1173番地1	3台
東広島消防署西分署	東広島市八本松西五丁目1番6号	2台
東広島消防署南分署	東広島市黒瀬町大多田1496番地5	1台

東広島消防署北分署	東広島市豊栄町乃美 1 1 1 8 番地 3	1 台
東広島消防署東分署	東広島市河内町入野 2 0 7 6 番地 1	1 台
東広島消防署安芸津分署	東広島市安芸津町三津 4 7 1 1 番地 1	1 台

(2) 納入期限

平成 2 9 年 6 月 3 0 日 (金)

5 その他

- (1) 納入する機器及び付属品は、新品に限る。
- (2) 賃貸人は、賃貸借期間中、メーカーが推奨する点検期間に基づき定期点検、消耗品の交換及び補充を行うこと等で常に賃貸物品本体の正常な状態を維持すること。消耗品（パッド、バッテリー）の補充及び交換は使用期限が切れる前に賃貸人の負担により行うものとし、通常の使用に関する消耗品（パッド、バッテリー）の交換は、賃借人の負担とする。
- (3) 納入日程は事前に発注担当課と協議すること。
- (4) 納入後、納入場所の職員を対象に概ね 3 0 分程度の取扱説明を行うこと。
- (5) 設置にあたり出る梱包材等の不要なものは引き取ること。
- (6) 消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる業務履行分については、その相当額分について契約締結後の適当な時期に協議により契約金額の変更を行う。
- (7) この仕様書に定めるもののほか必要な事項及び疑義については、賃借人と賃貸人が協議のうえ決定するものとする。